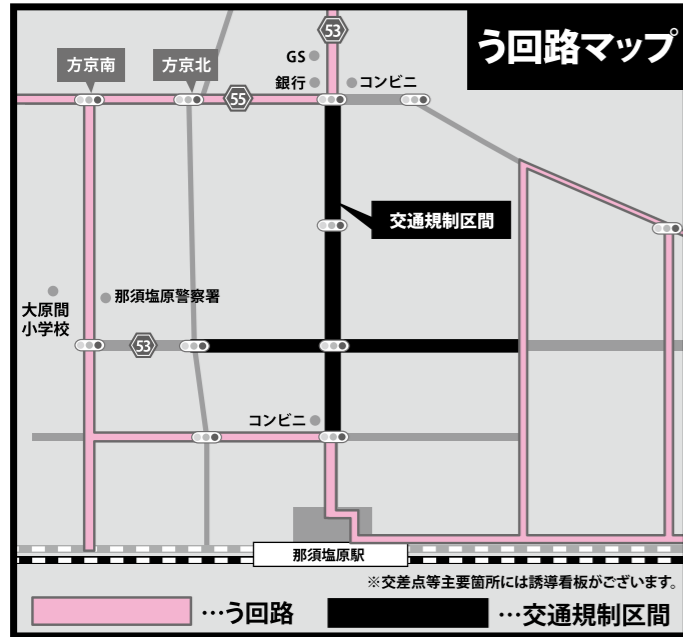




自転車レースの開催に伴い  
那須塩原駅西口周辺道路が**交通規制**されます

- ▶ 問い合わせ
- 那須塩原クリテリウム・那須ロードレース実行委員会 ☎070(1067)1332
- 国土スポーツ振興課 ☎0287(37)5439

自転車レース「那須塩原クリテリウム」の開催に伴い、那須塩原駅西口周辺道路が交通規制されます。当日は周辺道路をう回してください。また、公共交通も一部う回路運行となる路線があるので、利用の際は注意してください。



とき **6月10日(土)** 午前7時45分～午後5時30分

<公共交通：う回路運行>

- ゆ〜バス(黒磯西那須野線)  
西那須野駅行 那須塩原駅 17:05発便まで  
黒磯駅行 全便  
※方京一丁目、JA東那須野停留所は利用できません。  
▶ 問い合わせ JRバス関東 ☎0287(36)0109
- 予約ワゴンバス(湯宮線)  
上り線 3・7便 下り線 4・8便  
※方京一丁目停留所は利用できません。  
▶ 問い合わせ 藤交通 ☎0287(63)0444
- 東野交道路線バス(那須線)  
※上記時間中の便は、伊野田眼科クリニック前停留所は利用できません。那須塩原駅を利用してください。  
▶ 問い合わせ 東野交通黒磯営業所 ☎0287(62)0858



誰もがきらりセミナー  
「女性のためのプチ起業講座」

- ▶ 申し込み・問い合わせ
- ☎ 市民協働推進課 ☎0287(62)7019

「自分らしく働く」を起業で実現! 自分の興味・関心や特技を活かしながら、自分らしく働きたい女性のためのセミナーを開催します。仕事も私生活も更に充実させた人生全体を思い描き、一歩を踏み出してみませんか。

- ▶ とき 第1回 7月1日(土) 午前10時～正午
- 第2回 7月15日(土) 午前10時～正午(全2回)

- ▶ ところ 西那須野公民館 講座室
- ▶ テーマ ・ 起業をきっかけに、人生全体を充実させよう
- ・ 自分の「やってみたい」の源から起業の方向性を考えよう
- ・ 自分らしい起業をしよう

- ▶ 対象 市内在住・市内勤務の女性
- ▶ 参加費 無料
- ▶ 定員 20人程度 ※定員になり次第締め切り。
- ▶ 講師 近藤 千園氏(C.K.コンサルティング&コーチング代表)
- ▶ 申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入の上、申し込み
- ▶ 申込期限 6月20日(火)
- ▶ その他 無料託児あり(定員5人)



昨年は「男性の本音、女性の本音」と題して、家事育児コミュニケーションを学ぶ講座を開催しました



後期高齢者医療保険料  
4月から軽減率が変わりました

- ▶ 問い合わせ
- ☎ 課税課 ☎0287(62)7120

所得の低い人や、後期高齢者医療保険に加入する前日(一般的には75歳になる前日)に家族の会社の健康保険などの被扶養者だった人は、保険料が軽減されています。4月より軽減が見直され、保険料が変わりました。保険料は、所得に応じた所得割額と、加入者が定額を負担する均等割額の合計額となり、個人ごとに計算されます。

所得の低い人

- 変更1** 所得割額の軽減率が5割から2割へ  
※所得割額を負担する人のうち、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額が58万円以下の場合。
- 変更2** 均等割額の軽減判定所得基準が引上げられ、軽減を受けられる対象が拡大  
均等割額は、世帯の軽減判定所得基準が引上げられ、5割軽減は被保険者数に乗ずる金額が26.5万円から27万円に、2割軽減は48万円から49万円に変わり、軽減を受けられる対象者が拡大します。  
※均等割額の特例の軽減率である9割軽減と8.5割軽減は今年度も継続されます。

均等割額	5割軽減	基礎控除額(33万円)+27万円×被保険者数
	2割軽減	基礎控除額(33万円)+49万円×被保険者数

家族の会社の健康保険などの被扶養者だった人

- 変更** 均等割額の軽減率が9割から7割へ  
※後期高齢者医療保険に加入する前日(一般的には75歳になる前日)時点。  
※所得割額の負担はありません。  
※所得の低い人への均等割額9割、8.5割軽減に該当する場合は、そちらが優先されます。



市税の納め忘れに注意!  
計画的な納付をお願いします

- ▶ 問い合わせ
- ☎ 収税課 ☎0287(62)7190

5月に固定資産税と軽自動車税の納税通知を発送しました。今年度の市税の納期限は以下のとおりです。期限内の納付が難しい場合は、事前に収税課に相談してください。納税計画を立てる場合であっても、1年以内の完納が原則です。また、納税相談の際には、収支や財産の状況が分かる資料を持参してください。

【市税などの納期限の一覧】

	5月	6月	7月	8月	10月	11月	12月	1月	2月	
市県民税(普通徴収)		1期(30日)		2期(31日)	3期(31日)			4期(31日)		
固定資産税	1期(31日)		2期(31日)				3期(25日)		4期(28日)	
軽自動車税	1期(31日)									
国民健康保険税 後期高齢者医療保険料(普通徴収)			1期(31日)	2期(31日)	3期(2日)	4期(31日)	5期(30日)	6期(25日)	7期(31日)	8期(28日)
介護保険料(普通徴収)			1期(31日)	2期(31日)	3期(2日)		4期(30日)	5期(25日)	6期(31日)	

納期限を過ぎると…

督促状や催告書の発送

納期限を過ぎても納付がない人に、督促状・催告書の送付、電話催告、自宅への訪問を行います。督促状を送付後、10日を経過した日までに納付がなければ、財産調査や差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。